

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」についての会長声明

政府は、2013年（平成25年）4月19日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」（以下「本法案」という。）を国会に提出した。

当会は、これまでも同種少額被害が多数発生する消費者被害事案に関して実効的な救済制度の創設を求めてきたものであり、これを実現する本法案を高く評価する。

政府が本法案を国会に提出したことに対し、拙速であり、濫訴を招き、企業の競争力を損なうと指摘する向きもある。

しかし、集団的消費者被害回復のための制度は、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項において、同法施行後3年をめどに検討を加えて必要な措置を講ずるものとされていたところ、2009年（平成21年）9月1日に同法が施行されて以来、消費者庁の集団的消費者被害救済制度研究会及び内閣府消費者委員会の集団的消費者被害救済制度専門調査会において検討が重ねられた上、2度にわたるパブリック・コメント手続、27件もの都道府県議会の意見書等、及び2012年（平成24年）の消費者安全法改正の際の衆参両議院附帯決議もふまえて法案化されたものであり、拙速との指摘は当たらない。

また、本法案においては、訴訟追行主体の適格性につき十分な絞り込みがなされており、濫訴を招くとの指摘も杞憂に過ぎない。

むしろ、かかる制度の導入を先送りすることは、多数の消費者被害を惹起した不誠実な事業者に不当な利益を保持させることになり、公正な市場という観念に反する事態となるばかりか、今後の持続可能な経済成長にとっても相当とはいえない。消費者に生じた被害が適切に回復されることは公正な市場の実現に資するものであって、健全な企業活動の視点からも積極的に評価されるべきものである。

以上のことから、当会は、今期通常国会での審議において、本法案について適切かつ迅速な審議が行われ、法律として成立することを強く求める。

2013年（平成25年）5月22日

大阪弁護士会

会長 福原哲晃